

荒川区立第九峡田小学校PTA会則

第一章 総則

第一条 名称

本会は荒川区第九峡田小学校PTAと称する。

本会は東京都荒川区荒川6丁目8番地1号に置く。

第二条 目的

- 1 本会は家庭と学校が緊密に協力して児童の心身の健全な成長をはかるとともに、会員相互の教養を高め、あわせて親睦を深めることを目的とする。
- 2 本会は前項の目的達成に必要な場合に限り、会員の諸活動によって収益を得ることができる。

第三条 方針

- 1 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針で活動する。
 - イ 本会は政治・宗教ならびに営利事業にはいっさい関しない。
 - ロ 本会及び本会の役員は、本会の活動以外の場合に、その地位を利用し、またはその名称を利用してはならない。
 - ハ 本会は、学校の教育問題について協力し、その活動を助けるため意見を述べる。ただし、学校の管理や人事に干渉するものではない。
- 2 本会は、第二条の目的達成のため、他の社会的団体及び機関と協力することができる。

第四条 活動

本会は、目的達成のため次の活動を行う。

- イ 学校及び家庭ならびに社会的諸機関と連絡を緊密にし、児童の福祉を増進する。
- ロ 学校及び通学区域内の教育的環境ならびに施設の整備充実のため努力する。
- ハ 健全な文化活動を企画して会員の教養を高め、相互の親睦をはかる。

第二章 会員

- 第五条 本会の会員は、在籍する児童の父母又は、それに代わる人（以下、「保護者」という。）、本校に在職中の教職員とし、すべて平等の権利と義務とを有する。

第三章 会計

第六条 経費の管理

- 1 本会の経費は、会費、事業収入及び自発的な寄付金を以て支弁する。会費の額及び資金獲得の種類を決定する場合は、実行委員会の承認を得ることとする。
- 2 本会の経費のうち会費は定常会計として管理し、その他の経費は行事故計として管理する。
- 3 会計の透明化を図るため、実行委員会の都度、会長が収支、残高および通帳を確認し報告する。

第七条 会費

- 1 会費は1児童につき1か年5,000円とし、会計年度において10か月に分割して負担する。
- 2 年度途中に転入した場合、1日付けならば当月より、2日付け以降ならば翌月より会費を負担する。年度途中に転出した場合、1日付ならば当月分の会費を免除し、2日付以降ならば会費を負担する。

第八条 本会の資産は、第二条の目的達成のため以外に使用してはならない。

第九条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第四章 役員・委員の選出及び任期

第十条 役員の構成

- 1 本会の役員は、在籍児童数に比して適切な保護者と、校長、副校長及び2名の教職員より構成される。
- 2 本会の役員の構成は原則として次の各項のとおりとする。
 - イ 会長 1名（保護者）
 - ロ 副会長 数名（保護者・副校長）
 - ハ 会計 若干名（保護者・教職員1名）
 - ニ 書記 若干名（保護者・教職員1名）
 - ホ 九峽ガーディアンズ会長 1名（保護者）
 - ヘ ママさんバレーキャプテン 1名（保護者）
 - ト 校長
- 3 保護者より選出された役員の任期は、原則として学事年度開始より1期2年とし、任期満了を迎えた人数を改選する。

第十一条 役員の改選

- 1 役員の選出は、役員選考委員会が行う。役員選考委員会は実行委員会内に設ける。
- 2 選考期間は、改選する当該年の1月第3週より2月末日までとする。
- 3 役員選考委員会より推薦され、受諾したものをもって次期役員候補とする。
- 4 役員選考委員会は、当該年度最初の総会において役員候補の承認を得ることとする。

第十二条 役員の兼任は認めない。

第十三条 本会に顧問・相談役をおくことができる。

第十四条 委員の選出は次のとおりとする。

- イ 学年委員は、各学年から2名選出し、内1名は学級委員長となる。
- ロ 学年委員長は、学級委員長の中から互選により決める。
- ハ 委員に欠損を生じたときは、その学年より補充する。
- ニ 委員の任期は委員会構成の時より翌年度の新しい委員会構成の時までとする。

第五章 役員の任務

第十五条 役員の任務は次のとおりである。

イ 会長

- (1) 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 各種委員会の委員長を委嘱する。
- (3) 顧問・相談役を委嘱し、新年度総会において承認を得る。
- (4) 総会・役員会・実行委員会を招集する。
- (5) 必要ある時は、臨時総会・特別委員会を招集する。
- (6) すべての集会に出席して意見を述べることができる。

ロ 副会長

会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。

ハ 書記

- (1) 総会及び実行委員会の議事ならびに本会に関する重要事項を記録し、又、実行委員会での内容を会員に報告する。
- (2) 記録・通信・その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従って本会の庶務を行う。

ニ 会計

- (1) 総会が決定した予算に基づいて会計事務を処理する。
- (2) 総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- (3) 本会の財産を管理する。
- (4) 校庭利用実施に関する連絡をはかる。

ホ 九峡ガーディアンズ会長

実行委員会に出席して意見を述べることができる。

ヘ ママさんバレーキャプテン

実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第六章 役員会の構成と任務

第十六条 役員会の任務は次のとおりとする。

- イ 役員会は、会長・副会長・書記・会計・校長をもって構成する。
- ロ 役員会は、会長の召集により開かれ、実行委員会への提出する全体行事の企画、実施に関する原案の審議作成、その他緊急議題の検討をする。
- ハ 予算案を立案する。
- ニ 事業計画を立案する。
- ホ 会計監査を選出し、会長が総会で承認を得る。
- ヘ 慶弔・表彰を内規により行う。

第十七条 本会の会計監査の任務は次のとおりとする。

- イ 本会の会計監査は3名を原則とする。
- ロ 会計監査は、会計の監査をなし、収入支出の正確を期し、定期総会で監査の報告をする。

第七章 総会

第十八条 毎年1回以上定期総会を開く。ただし、必要と認められた場合は臨時総会を開く。

第十九条 定期総会の議事は次のとおりである。

- イ 新年度の役員及び各種学年委員長の承認
- ロ 顧問・相談役・会計監査の承認
- ハ 会計監査を経た前年度会計報告、前年度事業報告
- ニ 年度事業計画及び予算に関する審議ならびに承認

第二十条 総会の定員数は委任状を含め全会員の3分の1以上とし、議決は参加者数の過半数の同意を必要とする。ただし、非常事態等会員が一同に参集できない場合や役員会で過半数の役員の賛成があった場合は、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）により審議し、議決することができる。

第二十一条 実行委員会が必要と認めた場合、又は全会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を開く。

第八章 実行委員会

第二十二条 実行委員会は次の者をもって構成する。

- イ 本会の役員
- ロ 学年委員会の各委員（但し、各学年の委員長又は副委員長でないものを除く。）
- ハ 各種委員会の委員長・副委員長

第二十三条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

- イ 役員会によって立案された事業計画を審議し承認する。
- ロ 総会に提出する報告を作成する。
- ハ 必要あるときには、特別委員会を設ける。
- ニ 次期役員・顧問・相談役の承認。
- ホ 重要議案は全会員に報告する。
- ヘ 総会から委任されたこと、及び総会の議決を要しないことを議決する。

第二十四条 実行委員会の例会は年1回以開催する。会長が必要と認めたときは、臨時実行委員会を招集することができる。

第二十五条

- 1 実行委員会は委員の半数以上が参加しなければ成立しない。ただし、非常事態等会員が一同に参集できない場合や役員会で過半数の役員の賛成があった場合は、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）により審議し、議決することができる。
- 2 各種委員会（学年委員会を除く）の委員長又は副委員長は、代理人によってその議決権を行使することができる。但し、代理人は当該委員会の委員に限るものとする。

第九章 委員会

第二十六条 本会は、次の常任委員会を置く。

- イ 学年委員会
- ロ 成人委員会
- ハ 広報委員会
- ニ 校外委員会

第二十七条 委員は各学年より5名選出し、成人・広報・校外のそれぞれの委員会に1名、学年委員会に2名所属する。

第二十八条 委員会の任務は、次のとおりである。

- イ 学年委員会は、各学年毎に構成し、その学年・学級の活動の推進をはかり、学年相互の親睦に努める。6年生の委員は、卒業対策委員となり、卒業に関する行事を計画する。
- ロ 成人委員会は、会員の教養を高めるための活動を通して会員相互の交流をはかる。
- ハ 広報委員会は本会の広報活動を行う。
- ニ 校外委員会は、児童の校外生活における安全と保護育成にあたる。地域社会相互の親睦をはかる。

第二十九条 各種・学年委員会は、実行委員会の承認を得て活動し、実施後報告する。

補 則

第一条 規約は、総会に於いて3分の2以上の賛成により改正することができる。但し、改正案の提出については、総会の7日前にその内容を知らせておかなければならない。

第二条 本会の運営に必要ある場合は、実行委員会の議決により、内規を決めることができる。

第三条 前条により内規を決めた場合は、3日以内に全会員に知らせる。

第四条 会員相互間の連絡のための個人情報の取扱は個人情報取扱方法（別紙1）に定める

付 記

昭和 48 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 52 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 54 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 60 年 3 月 3 日 一部改正

平成 5 年 4 月 1 日 一部改正

平成 7 年 4 月 1 日 一部改正

平成 8 年 4 月 1 日 一部改正

平成 11 年 4 月 1 日 一部改正

平成 12 年 4 月 1 日 一部改正

平成 13 年 4 月 1 日 一部改正

平成 14 年 4 月 1 日 一部改正

平成 15 年 4 月 1 日 一部改正

平成 17 年 4 月 1 日 一部改正

平成 21 年 4 月 1 日 一部改正

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

令和 5 年 4 月 1 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

本会則は令和 6 年 4 月 1 日より実施する。